2025 年度ジェンダー史学会大会 自由論題発表要旨

部会 A 司会:長志珠絵

・野依智子「戦間期の若松港における女性港湾労働者」

本研究の目的は、港湾設備の機械化による港湾荷役業界の再編にともない、荷役を担う仲仕と呼ばれる港湾労働者の労働力編成がどのように変化したのか、とりわけ女性港湾労働者(女仲仕)に注目して分析する。また、女性港湾労働者は夫とともに港湾労働を行う夫婦共稼ぎである。夫婦共稼ぎの港湾労働家族(仲仕家族)は、どのような生活だったのかもあわせて分析・考察する。

本研究の対象である福岡県北九州市の若松港は、同県の門司港と並んで、日本の近代産業を支えた筑豊炭田から搬出される石炭の主要積出港であった。明治期以降、鉄道敷設と港湾建設が進み、筑豊炭田の出炭量の増加にともない多くの港湾労働者(仲仕)が集まった。港湾労働者には女仲仕とよばれる女性の港湾労働者もおり、夫婦共稼ぎで港湾労働に従事した。港湾荷役業界には、石炭荷主・船主(大手炭鉱会社の場合あり)ー仲仕請負業者ー仲仕供給者(小頭)ー仲仕(港湾労働者)という荷役のしくみがあり、階層的な組制度のもとで荷役作業が行われていた。しかし、これら荷役業者は、戦時統制下の「一港一社」政策によって統合が行われた。ここでは、戦時統制下前までの港湾設備の機械化が本格化し石炭荷役業界の再編が行われた戦間期を対象とする。

本研究に関連する先行研究として、大島久幸は港湾荷役業界の再編は貨物を所有する荷主側の動向に規定されると指摘している(1)。また、木庭俊彦は、1920 年代後半以降、荷主である大手荷主企業が積込みの機械化にともなって取引荷役業者を選別したため、若松港の荷役業界は再編成されたと指摘している。その際に、荷役業務の直営化・子会社化も含めて、各荷主がどのような「荷役組織」(荷役のしくみ)を選択し、荷役業者といかなる関係にあったかが重要であると述べている(2)。いずれも機械化による影響を荷役業界の再編つまり荷役のしくみとの関連で述べるにとどまっている。しかし本研究は、荷役を担う労働者に着目して、機械化と港湾荷役業界再編によって港湾労働者の労働力編成がいかに変化したか、また、夫婦共稼ぎの港湾労働者家族はどのような生活であったのかも分析・考察する。

分析・考察には、中央職業紹介事務局『福岡、佐賀、長崎、熊本、各県下ニ於ケル労働事情』(大正 14 年) や福岡地方職業紹介事務局『管内仲仕労働事情』(昭和 2 年)、作者不詳『若松港を繞る石炭事情』昭和 16 年、加えて、門司の新聞ではあるが石炭事情も掲載されている『門司新報』など、その他いくつかの史料を使用する。

- (1) 大島久幸「両大戦間期三井物産における受渡業務」『社会科学年報』第36号、2002年
- (2) 木庭俊彦「戦間期の筑豊石炭産業における港湾荷役-石炭積込の機械化と港湾荷役業界の再編」 『経営史学』第46巻第4号、2012年3月

・山崎明子「興望館の授産研究―「授産」として伝えられた「手芸」のジェンダー的意義の考察」

本発表は、戦前のセツルメントとして設置された「興望館」において実施された「授産 (原資料では"Industries"と表記)」事業を、興望館セツルメント資料室の史料から検 証するとともに、「授産」として行われた「手芸」の意義を検討することを目的とする。 近代の「手芸」は、女性が家庭で行うことを前提としつつ、実際には内職や工場労働によ る低賃金労働でもあった。授産としての手芸は、基本的に後者に位置づけられるものの、 興望館の理事であった外国人女性キリスト者たちは前者の理想を授産事業に託していた。 その点を明らかにし、欧米からもたらされた「手芸」の一つの伝達回路を提示する。

興望館とは、1919 年、日本基督教婦人矯風会外人部関東部会の女性たちによって、東京向島区に開設されたセツルメントである。昭和初期、東京府内全域で 97 の施設があったが、そのうち本所区・向島区(いずれも現在の墨田区)には東京帝国大学セツルメントをはじめ 13 施設があった。その一つが興望館である。明治中期からの産業革命、都市への人口集中、下町の劣悪な住環境、低賃金労働者の集中などが社会問題化されるなか、米騒動(1908 年)、関東大震災(1923 年)など都市下町で民間社会事業の参入が必要とされ、その代表的形態の一つが興望館のようなセツルメントであった。

本発表の核となる「授産」とは、一般に失業者や貧困者などに仕事を与え、生計を立てさせることとされ、職業訓練などを意味する場合が多い。興望館では「保育」や「学童クラブ」「白米廉売」などと並び、1927年より「授産」事業の基盤が作られ、1931年に授産部を設置、毛糸敷物やスカーフ、ベビーブランケットなどの製作を行っていた。さらに理事たちは1935年からスリフト・ショップと呼ばれる麻布の店舗を所有し、そこで授産品を販売、ボランティアで店番をしたとされる。興望館の授産商品の中でも特に毛糸敷物(ラグ)が有名で、その教本や材料の調達なども外国人理事たちが行っていた。

開設当初より近隣の貧しい女性たちが興望館に子どもを預け、授産場で働いていたが、 太平洋戦争開戦によって外国人理事たちが帰国、国民の労働も大きな変化を余儀なくされ る。1943年には授産対象者は「工場労働に不向きなる婦人」に限定され、ほとんどの女性 は軍需工場へと徴用された。さらに 1944年には手芸的な手仕事は消えて、軍需薬品や歯 磨き粉の包装の仕事しかなくなり、戦後は興望館の授産事業そのものがなくなっていった。 以上のように興望館における授産の実相について、外国人理事たちの議事録等、諸資料 から明らかにし、授産として手芸が選択、教授された背景を考察する。

・土田陽子「女学校同窓会と保育・幼児教育――戦後における教育事業の継承と変容」

本報告は、公立高等女学校の同窓会組織が担ってきた教育事業、とりわけ保育・幼児教育への関与に注目し、戦後の教育制度改革のもとでそうした営みがいかに継承され、あるいは変容していったのかを検討するものである。高等女学校の同窓会は、戦前から地域社

会における女性教育の担い手として、卒業後の生活を支援する教育活動を展開してきたが、 戦後の学校制度の再編や共学化の進展により、その事業の継続には大きな影響が及んだ。

戦前の代表的な教育事業としては、卒業後の家庭生活や教養を高めることを目的とした、いわゆる花嫁学校や主婦向けの講習会が挙げられる。こうした活動は、女子教育の延長線上に位置づけられるものであり、同窓会が地域に根ざした継続的な教育主体であったことを示している。さらに、数は限られるものの、保育・幼児教育に直接取り組んだ同窓会も存在しており、戦前から幼稚園を設置・運営していた事例も確認される。

また、戦時中には女性の勤労動員の拡大に伴い、保育施設の整備が各地で進められたが、その一部には高等女学校に付属するかたちで設置された保育施設も含まれていた。これにより、同窓会や卒業生が施設運営や保育実践に関わる機会が生まれ、戦後の再建過程においてそうした経験が継承された可能性がある。保育事業は戦後の混乱期に一時中断をはさみながらも、地域の保育需要の高まりを受けて再建され、幼稚園や保育園として再出発を遂げた事例へとつながっていく。

とはいえ、こうした教育事業の継続には地域差が大きく影響していた。たとえば、戦後に高等女学校がすべて共学化された地域では、学校そのものの性格が変容したこともあり、同窓会による保育・幼児教育事業の多くは終息に向かった。一方で、戦後も別学体制が維持された地域においては、同窓会あるいは卒業生が保育・幼児教育に関与し続けた例も見られる。園の設置・再建においては、同窓会自身が法人を設立して運営を担った例のほか、卒業生が園長・教職員として関与することで人的な継続が図られたケースもあった。

本報告では、こうした事例を複数検討し、施設設立の背景、運営主体の変遷、人的ネットワークの活用、地域社会との関係性などに注目しながら、教育事業がいかなるかたちで持続し得たのかを分析する。とくに、戦後直後に事業が一時中断した後、数年を経て幼稚園として再出発したケースや、学校法人への移行を経て制度的継続を遂げたケースなど、保育・幼児教育の担い手の変容プロセスに焦点をあてる。

本報告は、制度改革の外縁に位置づけられがちなこうした実践に光をあて、女子教育の 周縁的継承のかたちを捉え直す視座を提示する。同窓会という主体に注目することで、教 育事業の継承を支えた地域的文脈や人的要因の多様性を明らかにし、戦後のジェンダー史 におけるもう一つの側面を描き出すことを目的とする。

・坂口美知子「女性の就職と結婚:イギリス戦間期 BBC の Marriage Bar (1932)と 1980 年代初頭の日本の都市部中流若年層女性の関連性」

本発表は、イギリス戦間期に主として労働力不足対策として施行された The Sex Disqualification Act とそれと矛盾する BBC 等の時の大企業や公営企業及び教育界でも実施されていた「結婚時強制退職制度」Marriage Bar の実態・効果・影響について概観し、そこにみられた「制度に従順な女性たち」の姿を、1980 年代日本にも存在した、従順な「バブリきれなかった」女性たちの姿と重ねて考察しようとするものである。

1927 年に時のジョージ 5 世の特許状により「イギリス放送協会」として公共放送を担う こととなった BBC (British Broadcasting Corporation) はサー・リースの家父長的で強 力なリーダーシップのもと"Inform, Educate, Entertain"をモットーに、優秀な女性に は男性と同じ賃金と昇進の機会を約束していた。これらの「優秀な女性たち」とは、現在 まで続く「女性の interest を引き出し、リスナーをインスパイアする」ラジオ番組 Woman's Hour の初期プロジューサーであったエリート女性たちである。彼女らは外見的 には昇進・給与面でも男性と同等に扱われていたが、自らが目指す番組作りのために「柔 よく剛を制す」的なあらゆる手段を使って男性陣と戦っていたのである。一方、前述の女 性たちほど「卓越して」いない、一般的な女性従業員たちには 1932 年 10 月から約 3 年半 の間、他の職種でも広く採用されていた Marriage Bar が適用されていたのである。これ は、当時のイデオロギーであった、既婚女性の場は家庭で夫・子供が優先的である、の実 際的なマニフェストであった。この適用を逃れて働き続けるためには、当該女性は、自分 がいかに会社にとって exceptional な存在であるかを経営側に評価基準に従って示す必要 があり、内部的な「結婚裁判」(Marriage Tribunal) に訴え出て裁定を受けなければなら なかった。しかし、その一見客観的に見える裁定にはやはり上司男性による強い恣意性が あったという。経営陣の前で私的な実情をつまびらかに提示するという、「恥ずかしい」 行為ににあえて挑んだ女性は 3 年半の間に 29 名で、13 名が却下された。一方その間に 「習慣として当然」として結婚退職したものは79人にも上っていたのである。

本発表ではこの当時の制度・イデオロギーに「従順な」女性たちの姿を、1980 年代の都市部中流若年層女性が経験した「高等教育」「就職事情」「結婚退職」「キャリア願望」に投影させて考証したい。

部会 B 司会: 古橋綾

・辻大地「9-10世紀アラブ・イスラーム社会における性売買とその正当化言説」

本発表は、9-10 世紀アラブ・イスラーム社会において法的禁止にもかかわらず広範に行われていた性売買の「正当化」言説と社会的認識を、『カイナの書』という小論を主史料として分析し、初期イスラーム社会におけるジェンダー構造の一端を明らかにすることを目的とする。

初期イスラーム社会においては、法的には禁止されつつも、実際には奴隷を介した性売買が行われていた。イスラーム法では、男性は四人までの妻帯と奴隷所有が認められ、その婚姻契約内、あるいは奴隷の所有権を持つ限りにおいて、主人には性行為の権利があるとされる。一方、これ以外の性関係は「姦通」として禁止され、また所有する奴隷の生活と安全の保障義務から、主人が金銭などと引き換えに、自身の奴隷を他者と強制的に性交させることも違法であった。しかし前近代アラビア語文学には、女奴隷の「宿」を舞台とした男性の破産や嫉妬にまつわる逸話が散見され、奴隷を介した性売買が実際には広く行われていたことが窺える。

前近代イスラーム社会の性売買を扱う研究は、史料の制約から限定的である。税収記録や宿の登録簿などが比較的残る、マムルーク朝期(1250-1517)以降については、国家主導の性売買の管理や働く女性の経歴などについて明らかにされている。またオスマン朝期(1299-1922)の事例ではさらに、裁判記録を用いた当事者性を重視した研究も成果を挙げている。しかし、現代にまで通底するイスラームの理念や規範の基礎が形成されたアッバース朝初期(8-10世紀)については、残る史料の少なさとその文学的性格のため、研究が不足している。宮廷の女奴隷の経歴や芸能活動に注目するなかで、性売買にも言及するものは多くあるが、それをジェンダーの視点から社会に位置付ける分析は少ない。ウルバンが預言者伝承から女奴隷の当事者性を論じた例がある(E. Urban, "Enslaved Prostitutes in Early Islamic History," In Conquered Populations in Early Islam, Edinburgh University Press, 2020)が、史料的制約から 10世紀以前の女奴隷自身の声の復元には限界がある。

本発表では、9世紀アラビア語で記された『カイナの書』を主史料として、女奴隷当事者ではなく、彼女たちを「用いる」側の主人に焦点を当てる。「カイナ」とは歌舞などの諸芸を仕込まれた女奴隷で、宮廷をはじめ宴席での芸能に従事しつつ性売買も行っていたとされる存在である。『カイナの書』は、彼女たちの逸話を華やかに描く一方で、女奴隷を用いた性売買への批判の書としても読むことができると指摘されている。本研究では、まず主人が自身の女奴隷を用いた性売買をいかに「正当化」したか、その言説構造を明らかにする。加えて、そうした主人を、批判を込めて揶揄する記述に着目し、彼らへの社会の認識を示す。

本分析により、史料に乏しい初期イスラーム社会における性売買の実態と、それを批判しつつも受容する、ホモソーシャルな社会構造が解明される。特に主人側の正当化レトリックとその描かれ方からは、「斡旋者」としてのカイナ主人像を通じて被支配者の周縁化構造が明確化する。これは、イスラーム社会史研究およびジェンダー史研究双方への貢献となる。

・山田朋子「大戦間期ポーランドの売買春と女性警察官」

本報告では、大戦間期ポーランドで活躍した女性警察官について、設置の背景や活動を 分析しつつその性格を考察する。ポーランドは 1918 年 11 月に国家再建を果たしたが、第 一次大戦で激戦地となった農地は荒れ果て、工業施設は破壊されていた。大戦後も戦闘が 続く混乱と貧困の中で、民衆の間では売買春や性病が広まっていた。新国家に期待し帰国 した者もいる一方で、生活苦から国外への移民を選ぶ者も多く、新政府を悩ませていた。 こうした中で女性警察官は主に、売買春の取締りを期待されたのである。

旧ポーランド地域から南北アメリカ大陸などへの移民は、19 世紀末から第一次大戦にかけて百万人以上にのぼるが、その中には当時、欧米諸国で流布したいわゆる「白人奴隷交易」(白人女性が騙されて海外の娼家に売られるという噂)の「犠牲者」が多数含まれて

いた。彼女らの主な出身地であったポーランドは当時、独墺露三国による分割支配下にあ り、民衆は国家による法的保護を受けにくい状況にあった。その中で暗躍した人身売買業 者は、単身女性旅行者や独身女性を狙っていたのである。ヨーロッパ主要国ではこうした 国際的婦女売買の取締りを強化し、国際会議が開かれた。このような国外の動きに関心を 寄せつつ、ポーランド地域でも第一次大戦前から婦女売買撲滅運動が始まっていた。そこ には他国にみられるような、売買春を男性社会の二重道徳基準として批判するフェミニズ ム的議論や、国家による売春統制反対論も存在したが、社会における売買春の蔓延の原因 を分割権力による支配と結び付け、国家再建こそが売買春問題解決のカギとみなすポーラ ンド人特有のナショナリスティックな議論もみられた。ただしそこには、人身売買業者に ユダヤ人が多いとされたことから、反ユダヤ主義的性格が含まれていたことも見逃せない。 独立回復後のポーランドでは、女性参政権が認められ、女性議員も登場した。女性の公 的発言権が強まる中、1925 年に女性警察官が採用されたのである。同時期、政府内でも保 健省の管轄下に「婦女子売買撲滅委員会」が組織されたが、こうしたあい似た目的の組織 と女性警察官の間にはどのような協力関係があったのか。女性警察官は、大戦前にみられ た様々な反婦女売買組織やフェミニズム運動とどのような接点があったのか。また、女性 警察官の活動は男性警察官とは異なる自律的なものだったのか、あるいは男性警察官の活 動を補完するものにすぎなかったのか。さらに、外国の諸機関と協力体制はあったのか。 女性や子供の保護や更生という社会福祉的な性格も有していたのか、などの問題を報告で 考察する。これらを分析するために、当時の出版物、ポーランド女性警察官の中心的人物 であったスタニスワヴァ・パレオログの回想録、女性警察官に関する文書館史料、婦女売 買撲滅運動各組織の報告書などを資料として使用する。

・シンプリシオ・アナ・マリア「雑誌『婦人』における北村兼子言説について:「廃娼」 批判と「娼廃」への主張」

本発表では 1920 年代後半の婦人解放論と公娼・私娼と廃娼の関係を検討するために、雑誌『婦人』における北村兼子 (1903-1931) の言説を取り上げる。27 歳で若くして亡くなった北村は、ある意味で生きていた時代を縮図し、顕現したといえる。写真に写る彼女の洋装や短髪の姿はモダンガールの印象を与えるが、北村は頻りに婦人の参政権や職業婦人の立ち向かう困難・性差別などについて、多方面の評論を発表し、同時代の婦人解放論を論じた。ここでは彼女が 1925 年に 1 月から 5 月にかけて全関西婦人連合会の機関雑誌『婦人』に掲載したテキストに着目し、北村の公娼・私娼や廃娼をめぐる捉え方を考察し、その婦人解放論と結びつける。

近代日本の婦人解放論と売買春の研究については、公娼制度・廃娼運動研究との接点から論じられることが多い。これは明治期から自由民権運動、廃娼運動と婦人解放運動が密接にかかわりながら展開したことに関係しているであろう。しかし、大正期に入ると、『青鞜』の廃娼論争で伊藤野枝と平塚らいてうが婦人矯風会を相手に論陣を張ったことが

示唆するように、廃娼運動と無縁の婦人解放論も次第に出現していく。廃娼廃娼運動と無縁の婦人解放論者の売買春言説は、この『青鞜』の「廃娼論争」や山川菊栄の言説について検討されてきたが、時的に論者を加え、分析することが必要だと考えられる。本発表で取り上げる北村はその作業の試みである。

大谷渡は北村兼子が『婦人』に載せた廃娼、公娼を扱うテクストについて、その背景として全関西婦人連合会のなかで「キリスト教女性団体がますます重要な位置を」占め、女性参政権・公民権より廃娼、禁酒問題が重視される傾向にあったことを指摘しているが、具体的に北村の捉えた廃娼・公娼論はあまり論じられていない。この間隙を埋めるべく、本発表では北村の廃娼・公娼に関する論説を取り上げ、彼女がどのように公娼・廃娼を捉えたのかを明らかにする。また、これを大谷が指摘した、彼女の立法権を中心とする婦人解放論との関連で考察する。そのため、北村が1925年に雑誌『婦人』に寄稿したテクスト、いわゆる「存娼は負けた」、「婦人問題を鷲掴みにして」や「婦人運動の体系-参政権が本殿の神体、禁酒、廃娼は末社」の論説について、論じていく。

以上を踏まえて、北村は婦人問題・運動のなかで公娼廃止をマイナーな問題として捉えているというより、公娼制度の撤廃は彼女の婦人解放論の一部であったことを論じる。また、そこで娼妓問題を歴史的に考え直す画期的な視線があったことを提示する。その上で、ある程度売春婦像を肯定的に捉え、北村は廃娼運動とは異質な公娼廃止を主張していたことを示す。

特定の婦人団体に所属しなかったにもかかわらず、同時期の婦人運動において幅広く活動し、議論を展開した北村は、とりわけ関東大震災後の婦人解放論の情勢を考察するために重要な人物だと考えられる。

近代日本の婦人解放論と売買春問題の研究は、廃娼との関わりから論じられることが多かったが、北村のような婦人解放論者の言説に着目し、視野を広げることによって、近代日本において売買春問題がいかに婦人解放論の展開に結びついていったかという問題を明らかにできると考えられる。

・山家悠平「元娼妓という自分語りからの「解放」―森光子「お賽銭の任務」(1932) に みるヒューモア―」

1926年4月に吉原遊廓長金花から、歌人の柳原白蓮のもとに逃れ、労働運動家の支援で自由廃業を遂げた春駒こと森光子(1905-?)。柳原がすでに白蓮事件(1921年)で有名であったこともあり、その出来事は逃走翌日には『東京朝日新聞』に写真入りで報じられた。幼少期から読書に親しんでいたという森は、同年12月、翌年10月と立て続けに遊廓での経験をもとにした二冊の著書を発表し、特に一冊目の著書である『光明に芽ぐむ日――初見世から脱出まで』(文化生活研究会)は、同時期に高揚した遊廓改善という世論のなかで大きな評判となった。

1927 年春頃、森は外務省で働いていた西野哲太郎と結婚し、『婦人倶楽部』(1928 年 6

月号)掲載のインタビューでは「一切の過去の総決算」として体験記を執筆していると語っている。しかし、現時点ではその体験記が発表されたのかどうか確認できておらず、森自身の足取りも、プロレタリア作家の貴司山治宅に無職の夫とともに居候しているという記事(『新青年』1930 年 8 月号)を最後に途絶えている。その一方で、史料のデジタル化が進んだこともあり、発表者は近年、「お賽銭の任務」(『若草』1932 年 2 月号)という森の手による短編を発見した。本発表ではその短編を中心に、森の創作姿勢の変化について考える。

同作は、「続・十分間小説集――テン・ミニッツ・ストーリーズ」というコーナーに収録された 3300 字程度の三人称視点で叙述された短編作品である。主人公は吉原から逃れた元娼妓の信子で、夫の K と労働運動をしている。所属している組織から街頭連絡の任務を受けるが、外出しようにも交通費すらない。そこで信子が思い出したのは、かつて結婚の許しを得ようと K の実家のお寺を訪ねた折にくすねたお賽銭のことだった。物語は、信子が K の田舎で経験した苦労話とも笑い話ともつかない回想を中心に展開する。

発表者がとくに強調したいことは、この作品がきちんとした物語構造のある風刺小説になっているということである。元娼妓であるが故に結婚を許されなかった信子は近郊のカフェーで女給として働き始めるが、太った田舎紳士に言い寄られ K の元に舞い戻る。K によって本堂の仏壇の下に匿われた信子。葬式の際に信子が咳をしたことで死人が生き返ったと大騒動になってしまう。最終的に信子を田舎に帰すように説得をまかされた K の伯父が現れるが、それは信子を口説いたカフェーの田舎紳士だった。そして、信子と K は、伯父から口止めのように渡されたお金で東京行きの切符を買い、本堂から持ち出した賽銭は手付かずのまま残り、ぶじに労働運動の交通費、つまり「任務」のためのお賽銭になった、というオチがついている。

登場人物は、元娼妓である森や労働運動にかかわっていた西野をモデルにしていると思われるが、書き手である森自身の位置は、遊廓時代の経験を一人称で叙述していた先二冊の著書とは大きく変化した。何よりもこの作品においてはヒューモアが際立っている。その変化は、森が、社会的に期待されてきた/押し付けられてきた元娼妓の語り手という位置から離れて、より自由な創作者としての道を進み始めていたことを意味するのではないか。かつて「自廃の先駆者」とまでもてはやされた森が、社会的な関心が急速に退いたあと、どのように書くという行為と向き合っていったのか、書くことでなにを表現しようとしていたのかさぐってみたい。

部会 C 司会:福永玄弥

・大久保由理「「南進女性」はなぜ見えなかったのか――帝国の視線と表象の政治」

本報告は、1940 年代の日本帝国における南方動員に呼応して東南アジアに渡った女性たちに着目し、当時軍部が積極的に表象した「南進女性」たちが、同じく動員によって南方へ渡航し現地で生活する一部の男性の記録のなかでは「見えていなかった」という矛盾に

着目し、不可視化された意味をジェンダーの視点から検討するものである。

1940年11月、拓務省は「大東亜共栄圏」建設に貢献する人材を東南アジアへ送出する戦時南方移民政策を開始した。それは10代のセミエリート青年を拓務省管轄下の訓練機関で訓練し、東南アジアの日系企業に配置するというものであり、政府は彼らを南方開拓の「拓士」と呼んで称揚した。また女性については、こうして送出された拓士たちの配偶者として「南方の花嫁」を養成し、結婚の斡旋を行った。さらに軍部は、タイピストなどの職業婦人の動員をもくろみ、彼女たちを「南進女性」と表象し、女性文学者に取材、宣伝させた。新聞・雑誌には、知的で国際的感覚を持ち、かつ日本人男性を和ませる従順な女性をあるべき「南進女性」像として言説化した。すなわち、「南進女性」は制度的・言説的には明確に可視化されていた。

一方で、拓務省の人材訓練施設である「拓南塾」を卒業し、フィリピンに赴任した伊藤 敏夫の日記には、知的職業人として南進した女性たちは一切現れない。そこに描かれるの は、主に芸者、酌婦、私娼としての日本人女性のみである。実在したはずの「職業婦人」 は、彼の視界からは完全に消失している。この「見えなさ」は単なる人数比の問題なのか、 それとも制度的な配置、居住空間や職場の隔たりによるものなのか。あるいは、男性であ る伊藤自身のジェンダー化された視点、つまり「女性はこうあるべきだ」「見る対象はこ うあるべきだ」という内面化された帝国的規範による認知の選別だったのか。

本報告では、「語られていた女性」と「見られなかった女性」のあいだにある断絶に注目する。この差異は、単なる記憶の齟齬ではなく、帝国の性差秩序そのものを支える視線の構造に根ざすものではなかったか。すなわち、国家が描いた「理想的南進女性」像と、現地での認知・記憶・言説とのあいだには、非対称な関係が存在していた。

さらに、女性たち自身の行動にも目を向けたい。彼女たちは、単なる「南方の花嫁」として動員されたのではなく、満洲ではなく南方を選び、タイピストや事務職など知的職業人としてのキャリア獲得をめざして、自律的に行動した者も少なくなかった。その主体性は、同時に日本帝国の東南アジア支配に積極的に加担する行動でもあった。戦時における女性の国民化と社会進出が、南方占領地へ及んだのである。このような女性たちの「実在」は、当時の男性の視野や記録からこぼれ落ち、現在の史料読解においても再構成が難しいものとなっている。

本報告では、拓務省刊行物『海を越えて』を中心とする雑誌、新聞のほか、フィリピンへ渡航した人びとの日記、回想録を使って、ジェンダー、階級、制度、記憶、表象が交差する視点から、「なぜ見えなかったのか」を問い直す。視線の非対称性、言説と経験の齟齬、そして記録されなかった女性の存在を手がかりに、日本帝国におけるジェンダー秩序とその可視性の政治を再考したい。

・髙内悠貴「米統治下沖縄におけるソドミー・パンパン・クィア」

本報告は、米軍統治下の沖縄(1945-1972)における同性愛的欲望の不可視性を問い直

すものである。アメリカは、植民地支配を正当化する言説において、男性的な支配者と女性的で庇護を必要とする被支配者という異性愛的バイナリーを強調してきた。そして実践においては、米兵の性的欲望の捌け口として被植民者である沖縄女性の性的労働を制度的に搾取する体制を構築した。その背景には、長期間ホームを離れて駐留する男性兵士たちのあいだに倒錯―つまり同性愛的欲望や行為―が生じることへの警戒があった。つまり、執拗に同性愛的欲望を否認し、取り締まろうとする姿勢は、逆説的に同性愛的欲望を常に想定し、再生産するのだ。

他方、沖縄文学者・新城郁夫は、植民地支配が異性愛規範の枠内で正当化されるとき、植民地男性性の問題は正常な性的発達の不可能性に限定されてきたことを指摘している。つまり、被植民者の男性が男性的主体として完成できないことが問題視される一方で、同性愛的欲望は過渡的段階や退行の徴候としてしか語られず、正当な欲望としては認識されない。こうして、反植民地主義や反人種主義の言説においても、有色人種の男性性を回復する手段は異性愛的主体の再構築であるとすり替えられ、同性愛的欲望は想像することすら許されない状況が生まれた。

このような植民者と被植民者の対照的な状況において、同性愛的欲望の不可視性は単なる不在ではなく、異性愛を強制する性的秩序の効果として読み解かれるべきである。本報告では、米兵と沖縄男性のあいだに生じた同性愛的行為や欲望について、限定的ながら存在する記録を手がかりに、不可視化の仕組みを明らかにしたい。

ここで参考になるのが、パンパンと呼ばれた女性たちの社会的な位置づけである。彼女らは異性愛関係に従事していたにもかかわらず、金銭と引き換えに異人種間の性的関係をもった点で逸脱者とされ、しばしば過剰に可視化された存在だった。Cathy Cohen が「クィア」を、異性愛規範からの逸脱という広い枠組みで捉えたことに倣えば、たとえ異性愛者であっても、パンパンたちは「クィアな存在」として植民地支配の管理・統制の対象であった。このように考えるならば、パンパンと同性愛行為を実践するソドマイトは、いずれも異性愛規範から排除されながらも執拗な管理の対象になるという共通点において、クィアな連続体を構成していたといえる。

以上のように、本報告は、米軍統治下沖縄における同性愛的欲望の不可視性とパンパンの過剰な可視性という一見対照的な現象が、いずれも異性愛を強制する植民地主義的性秩序の下で成立していたことを明らかにする。両者は、秩序の周縁に追いやられつつも、その秩序の維持にとって不可欠な役割を果たしていた。本報告はこのような異性愛規範の外にある関係性や親密性の形を見出し、読み直すことで、植民地主義の性的秩序そのものを問い直すことをめざす。

・髙橋奏音「米軍基地周辺地域における「パンパン」排除の検討――都市化の視点からみる砂川村風紀取締条例――」

本報告は、1953年12月21日制定の砂川村(現東京都立川市砂川町)風紀取締条例につ

いて、都市化の過程に注目し、同村における「パンパン (米兵相手に売春する街娼)」排除のメカニズムを分析するものである。

同条例が公布された当時、1948 年 7 月 10 日の宮城県を皮切りに 1955 年 11 月にかけて、米軍基地や米軍関連施設を擁する都道府県から市町村に至る地域において、計 64 の風紀取締条例が独自に制定された。制定の主な要因として、戦後の米軍進駐に伴い発生した「パンパン」が米軍基地を擁する地域周辺で増加し、米兵の性病罹患数が増加したこと、さらに朝鮮戦争を機に状況が悪化したことを周辺地域の住民や米軍が問題視したことが指摘されている(藤目 2006)。また、条例は地域ごとに異なる制定要因や性格を有することも明らかになっている(平井 2014;藤野 2001)。しかし、従来の研究は「パンパン」による売春や性病の増加といった直接的な条例制定の要因の分析にとどまっており、条例制定によってどのような町づくりが目指されたのかという都市計画の視点からの議論は十分に行われていない。

以上を踏まえ本報告では、立川市歴史民俗資料館所蔵の砂川村風紀取締条例にかかわる趣意書、立川市議会所蔵の会議通知、会議次第、1954年12月21日の最終採択についての会議録資料の計3点、およびこの条例について取り上げた新聞記事4点を中心とした史料分析を行い、制定に至るまでの砂川村の状況を検討することで、同村において「パンパン」排除が目指された要因について考察する。

調査の結果、以下の 2 点が明らかになった。第一に、砂川村風紀取締条例の内容は、先行して制定された東京都の「売春等取締条例」と「福生町(現福生市)風紀取締条例」を踏まえて作成されており、福生町の条例と同様に「貸間、貸室、貸席、貸家の提供」を罰則対象として明記する一方で、東京都の条例に存在した売春の定義は含まれておらず、性行為という表現も用いられていなかった。ここから、売春行為自体よりも住居空間ひいては土地に侵入する者として「パンパン」が排除された可能性を指摘できる。第二に、風紀取締条例制定の根拠となる「パンパン」への評価は、不健全だから排除すべき対象だという排他的なものであった。しかし砂川村風紀取締条例は予防策として、米軍基地関連施設の開発とそれに伴い増加が予想される、未だ顕在化していない「パンパン」の侵入を防ぐことを目的とし、翌年の町政施行という近代化の素地としての性格を有していた。

【参考文献】

平井和子,2014,『日本占領とジェンダー――米軍・売買春と日本女性たち』有志社.

藤野豊, 2001, 『性の国家管理——買売春の近現代史』不二出版.

藤目ゆき、2006、「日米軍事同盟と売春取締地方条例」『アジア現代女性史』2:132-150.

・中澤登水子「武力紛争下の性的な奴隷の罪と正犯責任—オングウェン事件判決を受けて —」

国際刑事裁判所 (ICC) 上訴裁判部は、2022 年にウガンダの事態におけるオングウェン 事件第一審の有罪判決を支持し、確定させた。本発表は、同事件に含まれた諸犯罪のうち 「性的な奴隷の罪(性的奴隷罪)」に注目する。裁判部が当該犯罪を含む性的暴力を武力 紛争下の政策的な行為と位置付けた点を判決の意義として指摘し、その上で、同罪の正犯 性を検討する。ICC 規程には国際条約として初めて性的奴隷が罪名として掲げられた。同 規程が採択された 1990 年代は、韓国の元慰安婦女性が日本軍慰安婦制度の被害者として 名乗り出たり、旧ユーゴで民族浄化として大規模な性的暴力が展開されたりした時期であった。国際社会で女性に対する暴力に関する不処罰を終わらせる気運が高まっていた時期である。本件の分析はその期待を背景に成立した ICC の応答を確認することにもなろう。

裁判部によれば、オングウェンは武装集団「神の抵抗軍(LRA)」旅団長として、他の幹部とともに、配下の兵士を通して組織的かつ計画的にウガンダ北部で女性を拉致し、団員の「妻」として、また家事使用人として強制的に従事させた。旅団には常時100人以上の女性が拉致されており、オングウェンは、被害女性の「割り当て」の決定権を有していた。判決は、女性らの自由を奪い、性的な関係及び労働を強制した行為につき、人道に対する犯罪及び戦争犯罪における性的奴隷罪に該当するとした。そして、オングウェンについて、他の幹部らと共同で、LRA兵士を通じて、当該犯罪を犯したとし、間接共同正犯としての責任を認定した。

裁判部は、LRA による女性の拉致は LRA の活動維持を目的として計画されたもので、幹部らの間には、性的奴隷化を含む性的暴力行為に関する合意があったと認定した。過去のアドホック法廷を含む判例では、性的暴力は政策的とみなされず、犯罪行為に結びつく合意や計画に入るのか、入らないのかという点につき争われてきた。本件では、公判のプロセスにおいて、性的暴力そのものが政策的なものとして扱われた。武力紛争下の性的暴力には戦闘の付随的な暴力としての側面、敵に効果的に打撃を与える武器としての側面がある。本件ではこれらとは異なる一しかし、決して新しくはない一戦闘維持の政策としての側面が犯罪とされたのである。

また、国際刑事司法において、訴追戦略上、高位の指導者か低位の実行犯のいずれを対象とすべきか問題となってきた。性的奴隷罪の場合、政権や軍部の幹部か女性を奴隷として扱った兵士なのか、という問題である。間接共同正犯は、オングウェンのような指導者に対して正犯責任を課す場合に適した帰責形態である。判決において、被告人は他の幹部と合意し、兵士を道具として機能させ、犯罪をコントロールし、犯罪に本質的な寄与をした。本質的な寄与とは、具体的には、合意に基づく兵士への命令、女性の割り当てである。正犯性は、組織の指導者という立場のみに求められておらず、配下の兵士を通じた犯罪のコントロール、犯罪への本質的な寄与の有無に求められている。

以上のように、ICC は、成立時の期待に対して応答をしつつある。本判決で性的奴隷は武力紛争下の政策的犯罪行為とされ、指導的立場の人間の正犯性が示された。今後の同罪に関する責任者への処罰に教訓となりうる判決と評価できる。

部会 D 司会:野村育世・須藤瑞代

・川合真木子「アルテミジア・ジェンティレスキの伝記記述:近世イタリアの女性画家に 関する叙述と評価について」

17 世紀イタリアの女性画家アルテミジア・ジェンティレスキ(1593-1654 以降)は、カラヴァッジョ風のドラマティックな画風と明暗表現を得意とし、ローマやフィレンツェ、ナポリなどで活動した。20 世紀にはアメリカを中心にフェミニズム美術史のアイコンとなり、彼女の作品研究は、21 世紀に入って欧米を中心にますます盛んである。近年では、彼女の生涯や 17 世紀当時の彼女に対する評価についても、様々な史料の発見やコレクション研究などによって明らかにされつつある。

17世紀に書かれたアルテミジア伝はいくつか存在するものの、多くの場合、画家であった父オラツィオ・ジェンティレスキの伝記の中に、父と同様に画家になった娘として短く言及されるにとどまっている。そうした中で、フィリッポ・バルディヌッチ(1625-1696)による『素描家消息』は、アルテミジアについてある程度まとまった分量の記述を残している貴重な史料として知られている。発表では、主にこのバルディヌッチによるアルテミジア伝について、近年の研究成果や新たに知られるようになった史料との比較から、改めて精査・翻訳し、特に17世紀のフィレンツェを中心に展開したアルテミジア・ジェンティレスキに対する評価について再考する。

アルテミジアを含む近世の女性芸術家に関する伝記記述の掘り起こしは、既にジュリア・キャサリン・ダブズらによって網羅的に行われてきた。既出のバルディヌッチの伝記が、非常に広範であるにもかかわらず、おそらく意図的に何人かの重要な女性の芸術家を省いており、極めて男性中心的に構成されている点も指摘されている(Dabbs 2009)。伯父や父とセットで記述されるアルテミジア伝の特徴は、こうしたバルディヌッチによる男性中心的な伝記構成の表れと解釈されてきた。一方、近年知られるようになってきた他の伝記と比較しても、バルディヌッチによるアルテミジアの記述は、フィレンツェを至上とする芸術的価値観にアルテミジアを組み込む点でやや特異であり、挿話や取り上げられている絵画作品の選択などについても具体的な検討が必要であるように思われる。

伝記に語られるアルテミジア像に関しては、例えば、ジェシー・ロッカーが、18 世紀のトスカーナを中心に、同地の伝記に彼女の名声が長く記録され続けていたことを明らかにした(Locker 2016)。さらに、最近では、17 世紀フィレンツェにおいてトスカーナ大公妃のために企画された出版物の中に、アルテミジアの生前に書かれた伝記が収められていたことも知られるようになった(Barker 2019)。特にこのクリストーファノ・ブロンズィーニ(1580-1633)が書いたアルテミジア伝の発見は、トスカーナ大公国の高位の女性たちのために編纂された書物において、女性の芸術家を語る際に、男性の芸術家に対する評価とは異なる独特の価値観や描述が織り込まれていることをも明らかにした。

発表者は、これまでに、バーカーの発見したブロンズィーニによる伝記の抄訳を行ったが (川合 2024)、本発表では、ここに見られる女性芸術家に対する伝記記述の特徴を新たな手掛かりとして、主に男性のために男性の芸術家を中心として編まれたバルディヌッチ

の伝記におけるアルテミジアの評価を相対化し、改めて 17 世紀における女性画家の評価 の在り方を考察したい。

・佐野元昭 - 昭代「オスマン・アルメニア人女性の見た多宗派多民族空間の瓦解――ザベル・イェサヤンの 1908 年・1918 年のアルメニア人虐殺ルポに基づいて」

本発表では、オスマン帝国の多宗派多民族空間の持続不可能性を、二重のマイノリティとなっていく非ムスリム女性の刊行物から明かすことを目的とする。特に、代表的なオスマン・アルメニア人女性作家であるザベル・イェサヤンが、1908年のアダナ虐殺を記録した『廃墟の中で Averagnerun meç』、1910年代のアルメニア人虐殺(所謂アルメニア人ジェノサイド)を記録した『或る民衆の憤怒 Coğovurti mı hokevarkı』を、イェサヤンの他の雑誌記事や報告書と併せて検討し、帝国統合が破綻して集団的暴力が顕在化する状況の多宗派多民族性をジェンダーと交差させて論じる。

本発表の背景として、オスマン帝国の多宗派統合が民族化し、アルメニア使徒教会信徒がアルメニア人、ムスリムがトルコ人・クルド人に変容していく過程で、民族間での集団的暴力が顕在化したことが挙げられる。その上で、近代アルメニア女性史研究、特にイェサヤン研究の動向として、(1) 多宗派多民族空間を扱う帝国論がジェンダー的な対立軸、男性・女性・クィア等の集団範疇に着目しない状況、(2) 歴史認識問題を背景として宗派的民族的な対立軸が強調される中で、加害集団が女性一般の問題を主張し、被害集団がマイノリティ女性固有の問題を主張する状況、(3) 特定の時期にイェサヤンのオスマン主義・アルメニア=ナショナリズム・反戦主義者などの性格が出現したという指摘が乱立する状況が挙げられよう。この研究背景を進展させる上では、多宗派多民族統合をジェンダーと交差させ、集団的暴力を評価する際に宗派・民族・性がどのように交差的に作用しているかを問いつつ、特にアルメニア人虐殺と第一次世界大戦でオスマン帝国の多宗派多民族統合の破綻が決定的になる前後で、統合破綻に呼応する形で生じた二回の虐殺(1908年と 1915 年)の調査報告書籍に焦点化したい。

史料の通読に至らず、報告書一部を用いての見通しとなるものの、現段階の展望は以下 二点である。第一に、第一次世界大戦期のアルメニア人虐殺では、ムスリム一般に加害性、 キリスト教徒一般に被害性があった(加害者の中にはムスリムの「クルド人」・アラブ人 もいたし、被害者の中にはシリア人・正教徒もいた)ために、第一次世界大戦後の方が寧 ろ、宗派的な対立軸が尖鋭化する点である。実際に、イェサヤンは、アルメニア人程では ないにせよ、被害者としての正教徒やシリア人にも言及する。ギリシア史の文脈では、 1920 年代、旧オスマン帝国領での移住政策が宗派を基準としていたことがあったが、本発 表はアルメニア史の文脈でもオスマン帝国の多宗派多民族空間の持続不可能性が宗派対立 にあったことを示す。

第二に、性暴力の形態の変化である。1909年の記録では、イェサヤンが主に生存者としての女性を描くことに対し、1918年の記録では、イェサヤンは性暴力被害者として女性、

死者としての女性を描く。高い身分にあった女性も例外なく性暴力の末に殺害された。このように、本発表では、性暴力の形態がより尖鋭化したことを指摘し、加害国側による女性一般の問題としての捉え方に疑義を呈したい。

総じて、本発表は、イェサヤン著作から、オスマン帝国の多宗派多民族空間の持続不可能性を宗派対立の観点で説明し、宗派と性暴力の性格から先行研究の錯綜した集団範疇と力関係を見直すものである。

・野村さなえ「1930 年代における女性解放運動の裾野:『婦人戦線』と犬塚セツの生涯から」

本発表は、1930 年代における女性解放運動に関して、報告者の曾祖母にあたる「犬塚セツ」(1906-2001) という人物を通してその意義を検証することを目的とする。

昭和 5 (1930) 年 3 月、高群逸枝らが主宰となって東京で発刊された機関誌『婦人戦線』は遠く島根・松江の書店にも届いた。これを手に取った一人の女性、犬塚セツは「家庭否定」という特集のタイトルと高群の「家庭をケトバセ」という好戦的な文章に衝撃を受けた。そして、セツが教師をしていたときに宿舎で垣間見た女工の過酷な生活と、工場主の生活との格差に対する違和感を、この雑誌は理論的に説明し、主婦や職業婦人の別を越えて、女性が女性として生きやすい社会を目指しているように思われただろう。なにより、高群をはじめとする雑誌の寄稿者たちの熱量に惹きつけられた。24 歳のセツは故郷・松江を出て、さっそく高群との面会を申し込む。その場で『婦人戦線』の同人となることを決め、以降、同誌に小説を投稿していった。

ただし、セツの小説は、『婦人戦線』に載せられたほかの小説(製糸工場における闘争、 農村の貧窮など)に比して"異色"なものといえる。「処女の夢」とも評されるような、 男女の恋の駆け引き、禁じられた愛に悩む女性、激情の末の恋の終わり…といった、匂や かな素材が選ばれているのだ。社会に向って闘いを挑むようでもないセツの女性解放運動 への参加の仕方は、一見風変りなように思われる。

セツの女性解放運動への参加の仕方はユニークである。そのことはかえって『婦人戦線』やそれに続く『近代婦人』といった「場」が、女性達がそれぞれの生活を送るなかで、自分自身であろうとする強い意思を共有し、尊重しており、セツの活動をおおらかに受け入れる素地があったことを意味しているのではないだろうか。『婦人戦線』の「同人」のなかには運動が激化し投獄される者も出てきた言論統制下にあって、表現方法を模索しながら文筆活動を続けたセツの姿勢は、彼女なりの確かな主張であったと考えられる。

大塚セツは報告者の近親者であり、彼女をよく知る人物がまだ存命中という幸運もあり、彼女の残した史料や作品、家族の証言などから、高群逸枝との交流や、セツの生涯を浮き彫りにすることが可能となった。その生涯をたどる過程では、戦時体制下の女性達が、活動家を含めて体制を支える一員となっていく様子をセツの視点からまなざすことができる。また、晩年のセツには、『婦人戦線』の時代への憧憬、そして諦念の感が強く表れる。セ

ツをはじめ、女性解放運動をともにした「同志」たちの「老い」の姿もまた見逃せない。 女性解放運動という潮流について、セツの一生という「裾野」から考察を加えたい。

• 石黒久美子「酩酊する女性-池田みち子の飲酒にみるケア提供の放棄、依存、解放-」

池田みち子(1914~2008 年)は京都で生まれ、17 歳の時に家出・上京した。日本赤色 救援会の本部事務所で働くようになり、何度も特高警察に逮捕・拘留されながらも、献身 的に活動した。2 年ほどで日本赤色救援会の活動をやめ、日本大学芸術科に入学する。卒業後、日本写真公社に勤務しながら、『三田文学』に小説を発表するようになる。1938 年と 1940~41 年に上海に滞在し、そこでの経験をもとに〈上海もの〉と呼ばれる一連の小説を発表した。そのひとつ「上海」(『三田文学』、15 巻 5 号、三田文学会、1940 年)は第11 回芥川賞候補となった。戦後、「醜婦傳」(『中央公論文芸特集』、5 号、中央公論社、1950 年)で注目されるようになり、「汚された思春期」(『小説公園』、4 巻 10 号、六興出版社、1953 年)は第 30 回直木賞候補となった。女性の性愛を活写する作風で「肉体派」と呼ばれた。1959 年からは山谷のドヤ街を舞台とした小説を多く書くようになり、短編集『無縁佛』(作品社、1979 年)は第 9 回平林たい子文学賞を受賞した。

池田に関する研究は少ないが、〈上海もの〉に関する考察がいくつかある。現在、取り上げられる機会はあまりないものの、池田の名は小説家として文学史に、また日本赤色救援会に参加していたことから社会運動史において残っている。しかし、池田にはもうひとつ注目すべき一面がある。それは酒量が多く、酒癖が悪い、酩酊する女性であったことである。池田の酒豪ぶりは雑誌でたびたび取り上げられるほど有名で、自身の飲酒について書いたエッセイも多くある。

本発表では、池田と酒の関係に注目し、池田が 1950 年代後半から 60 年代前半に書いた飲酒に関する 3 編のエッセイ、「酒友列傳」(『小説新潮』、10 巻 7 号、新潮社、1956 年)、「女給さん!」(『酒』、8 巻 5 号、酒之友社、1960 年)、「不惑の酒」(『酒』、10 巻 1 号、酒之友社、1962 年)を分析対象として考察する。これらのエッセイに共通して書かれているのは、自身の酒癖の悪さと、店で給仕・接待してくれる水商売従事者の女性への感謝である。また「酒友列傳」「不惑の酒」には酩酊しない女友達への批判も書かれている。これらの点に着目し、池田が、意図的に酩酊することによって、酒の場で女性の役割とされるケア提供を放棄していたこと、酒量が少ない女友達に依存することを避けて、有償労働としてケアを提供する水商売従事者の女性に依存していたことを指摘する。また、3 編のエッセイが書かれた時期とは異なるが、池田の飲酒に関する考えが良く表れている短編小説として、「よどみ」(『海』、9 巻 9 号、中央公論社、1977 年)を取り上げ、下層の世界であるドヤ街では、酒の場におけるジェンダー規範の抑圧を感じることなく解放感の中で飲酒することが可能であったことを述べる。

池田は権力構造や社会規範に対し疑問を持ち、抵抗しようとする人物である。日本赤色 救援会に参加した経歴があるだけでなく、小説の中にもその抵抗性を見出すことができる。 飲酒に関しても同様に、酒の場におけるジェンダー構造に抵抗しようとする意志が見られることを述べていきたい。

部会日 司会:石川照子

・毛梓屹「台湾女性の政治参画に関する史的考察(19C 末から 1950 年まで)―省籍別の異なる社会背景に着目して

本研究の出発点として、台湾の女性政治参画に関する既存の研究(先行研究)を概観する。これらの研究が主に 1987 年の戒厳令解除以降の「民主化」との関連に焦点を当ててきたこと、そして「女性」を均質な集団とみなし、権威主義体制下の歴史的・政治経済的文脈、特に台湾社会を深く規定した「省籍」(本省人・外省人)の亀裂という視点が欠落している課題を指摘する。この学術的空白を埋めるため、分析の時代を 190 末の日本統治時代から 1940 年代半ば以後の権威主義体制初期に遡り、後の政治参画の特質を歴史的に規定した「前史」を解明することを目的とする。その際、①日本統治時代から台湾に居住していた本省人女性と、新たに中国大陸から移民して来た外省人女性を分けて分析し、その上で、②中国国民党政権下の女性団体が単なる翼賛組織ではなく、国家と女性をつなぐ「媒介機構」として機能したという独自の仮説を提示する。分析の結果、権威主義体制初期の台湾において、女性の政治参画は「省籍」という亀裂を軸に著しく異なる様相を呈したことが明らかになった。

まず「本省人女性」について、終戦直後(1945~1947 年)には日本統治時代の社会運動経験を継承する形で自主的な団体設立や女性啓蒙活動が見られたものの、1947 年の二・二八事件とそれに続く「清郷」、1949 年からの戒厳令によってこれらの試みは挫折し、本省人女性の政治参画に壊滅的打撃を与えた。この事件以後の権威主義体制期において、統治安定化のために設計した限定的な地方自治(1950 年「地方自治綱要」に基づく)の枠内で、地縁・血縁を基盤とする女性候補が保証議席制度を利用し、あるいは地域の名望家として当選する形で政治に参画した。選挙資料や地方史料からは、特に台北以外の地域で、候補者たちが地縁・血縁という社会関係資本を基盤とし、「婦女保障名額」(女性保証議席)制度を利用して当選したことが確認できる。

次いで「外省人女性」の参画は、本省人女性とは対照的に、支配層エリートとして国民党政権との近接性を基盤としていた。初期の活動は、夫や父の地位を利用した非公式な影響力行使や、大陸での学歴・職歴を活かした党務・公職への直接参加という形をとった。これらの活動は、特に、1946年から設置準備が進められ数か月で設立された「台湾省婦女会」の誕生によって、党国体制(Party-State)下で社会を動員・統制する翼賛団体へと組織化・制度化されていく。戒厳令下で婦女団体の活動は反共宣伝や婦徳高揚といった政府政策に協力するものとなり、体制に奉仕する装置としての性格を強めた。この時期に形成された外省人主導の女性団体の構造と性格は、権威主義体制下における台湾の女性動員の原型となった。

以上のように、本省人と外省人という「省籍」に視点を当てて、異なる社会的背景をもつ女性の政治参画について論じる。

・許逸菲「中華人民共和国建国直後の識字運動に「女性」はいたのか――「婦女識字班」 の設立背景と運営実態について」

中華人民共和国建国直後に展開された識字運動は、中国共産党の「大衆路線」の具体化として位置づけられ、国家による国民統合の主要な手段の一つとして繰り返し論じられてきた。とりわけ、同運動がいかに末端社会へ浸透し、農民や労働者を動員・組織していったのかについては、多角的な視点から分析が蓄積されている。

この過程において、女性も国民統合の対象とされ、「男も女もみな同じである」という ジェンダー規範に組み込まれていったとする理解が、先行研究において広く共有されてき た。また、こうしたジェンダー規範の構築は、真の女性解放を目指すものではなく、女性 を労働力として動員し、社会主義国家建設に参加させることを目的としていたという批判 もなされてきた。

本発表は、こうした規範自体の正当性を問うものではなく、むしろこのような理想主義的な政策が、1950年代の中国社会の現実的な許容能力を大幅に超過しているのではないか、という問題意識に立脚する。まず、識字運動の影響力が末端社会に生活する女性たちにまで実際に及んでいたのかを検証し、次に、男女の区別を否定する平等理念と、現実における生物的・社会的性差との間にある緊張関係に着目しながら、識字運動の実施過程において、党・国家と社会はいかに相互に浸透し、それに伴い政策はいかなる変容を遂げたのかを、ジェンダーの視点から考察していきたい。

本発表で取り上げる「婦女識字班」は、識字運動の展開に応じて中華全国民主婦女聯合会(以下、全国婦聯)が主導し、全国的に設けられた、女性のみを対象とする非制度的な学習の場である。先行研究では十分に検討されてこなかったが、婦女識字班は、「男女を問わず」が強調され、ほとんどの識字班が男女共学であった当時にあって、女性のために特別に設けられた点において重要である。さらに、識字運動の対象は成人男女に設定されていたが、婦女識字班では、とりわけ子どもを持つ既婚女性が主な対象とされていた点にも注目すべきである。婦女識字班がいかなる背景と目的のもとに設立され、どのように運営されていたのかを明らかにすることは、「男も女もみな同じである」の理念の下に行われた識字運動に内在するジェンダー的な力学を把握するうえで重要な手がかりとなると考えられる。

本発表で使用する史料は、(1) 中国共産党の重要決定を収録した『建国以来重要文献選編』、(2) 全国および地方の教育年鑑、(3) 婦女識字班の運営主体である全国婦聯の会議録、出版物、ならびに機関誌『新中国婦女』『婦女工作通訊』、(4) 当時の担当者による伝記や文集である。これらの史料の対照的な分析を通じて、党・政府の方針に沿いつつも、現場で婦女識字班の設立と運営に携わった女性担当者の自律的な実践を明らかにする。

識字運動に関する研究の中で見過ごされがちだった「女性」という主体を可視化し、女性の視点から識字運動の歴史を再検討することを、本発表の目的とする。

・陳媛媛「李碧華『青蛇』における「宅闘」的構造の再編――伝統的女性規範への挑戦」

本発表は、香港の作者李碧華(以下、李とする)の小説『青蛇』(1986)の主人公である青蛇と白蛇の関係性を、中国古典文学に見られる「宅闘」(家父長制のもとで女性が男性を中心に競争関係に置かれる構造)と比較しつつ、ジェンダーの視点から分析するものである。従来の研究では、青蛇と白蛇は欲望と理性、あるいは反抗と伝統という二項対立で論じられることが多かった。本研究では、祖父と妾の間に生まれた父を持つ李自身の背景と「宅闘」という構造を視野に入れ、李が青蛇を物語の主人公とした意図を読み解くことで、彼女がいかに古典的物語に潜在する性別構造を批判し、女性の主体性を提示しようとしたかを考察する。

本研究の目的:

中国文学では、家の内部において女性同士が男性を中心に争う「宅闘」が繰り返し描かれてきた。こうした文化的背景の中で、女性たちは家父長制の中に位置付けられ、限られた資源(夫の愛情・家庭内の地位)をめぐって対立することを強いられていた。李の『青蛇』もまた、青蛇と白蛇の関係性において、そのような「宅闘」的な構造を色濃く内包している。しかし本作は、それにとどまらず、青蛇の視点から古典物語を再構築し、従属的な女性像からの脱却を試みている。そこで本研究では、この「宅闘」からの脱構築に注目し、李が描こうとした女性の主体性の意義を明らかにすることを目的とする。

本研究の分析:

1. 「青蛇=妾、白蛇=正妻」という構造

白蛇は良妻賢母、理性的な存在であり、許仙の「妻」として家庭的役割を担っている。 一方、青蛇は奔放で感情的、欲望に忠実な人物として描かれ、「妾」のようなポジション にある。青蛇が許仙に惹かれると同時に、白蛇に対して嫉妬や反発を抱く様子は、妾のよ うに、家庭内での女の争いとして描かれる。

2. 「宅闘」的構造の文学的継承

明代の長編小説『金瓶梅』では、妾である潘金蓮が性的魅力によって家庭内の地位を得ようとするが、結果的には破滅する。一方、蘇童の小説『妻妾成群』の妾の頌蓮は、家風に染まることを拒む女学生であったが、次第に深宅の慣習に取り込まれ、やがてその環境に飲み込まれ同化していく。そして、最後には、邸宅が人を喰う牢獄であることに気づき、精神を蝕まれるに至った。『青蛇』も「宅闘」的構造を引き継いでいるものの、李碧華はその結末を全く異なるものにしている。

3. 脱「宅闘」と許仙殺害

物語の後半では、青蛇は自らの手で許仙を殺害する。これは単なる復讐ではなく、「宅 闘」の中核である男性中心の序列化構造そのものを破壊する行為でもある。これによって 青蛇は妾という立場から解放され、誰のものでもない存在、つまり自らの主体性を確立するものである。この脱「宅闘」の過程は、李が提示する新しい女性像の鍵である。 結論と意義:

李が青蛇の視点を導入したことは、単に古典物語の再解釈にとどまらず、これまで周縁 化されてきた「妾=他者」の視点を通じて、家父長制下のジェンダー構造に対する批判を 試みたものと考えられる。青蛇が欲望を肯定し、男性への依存を断ち切る過程は、女性が 「正妻 vs 妾」という二項対立から抜け出し、主導的存在へと変貌する可能性をも有して いる。

このように本作は、「宅闘」という構造を引用しながらも、最終的にはその構造自体から脱することで、当時の価値観においても、女性の理想的な未来像を示そうとしたのではないか。

・辜知愚「歴史教育における「常識」の文化差とジェンダー視点の導入:日本の学生に中国史を教えるという経験から」

本発表では、日本の大学における中国史授業の一場面を手がかりに、歴史教育とジェンダー認識の関係について検討する。授業中に「科挙は男性限定の上昇ルート(=女性は科挙を受けられなかった)」という事実を提示したところ、複数の学生が授業後のリアクションペーパーで「初めて知った」「驚いた」と記していた。本来中国文化圏では常識とされるこの事実が、日本の学生には新鮮な発見となるのはなぜか。

中国において、女性が科挙を受けられないことは、単なる制度的事実ではなく、広く共有された文化的常識である。たとえば、弾詞小説『再生縁』や黄梅戯『女駙馬』のように、戯曲や通俗文学において「男装して科挙を受ける」物語が繰り返されてきた。これらは現代においてもドラマ化され、広く親しまれている。このような物語は、当時の女性がいかに制度から排除されていたかを逆説的に表現している。さらに、近代以降の女性解放運動や社会主義的イデオロギーによって、「女性解放史観」が確立され、「前近代=男尊女卑」という歴史観が再生産されてきた。このため、中国の学生にとって「女性が科挙を受けられない」ことは説明を要しない自明の前提である。

一方、日本ではそもそも科挙制度に対する馴染みが薄く、それに付随する制度的排除について考える機会が少ない。近年、歴史教育におけるジェンダー主流化が提唱されているが、それが教育現場に広く浸透しているとは言いがたい。歴史上の女性の活躍が断片的に紹介されることはあっても、制度におけるジェンダー構造に目を向かせる機会はまだ少ないのではなかろうか。学生にとって「試験」「教育」「制度」は中立であり、機会平等を前提とする新自由主義的価値観のもとで自然化されている。現代の大学生の多くは、ごく無邪気に「試験=公平」「男女平等は当然」という前提を信じており、それ自体は歓迎すべき事実かもしれない。しかしこの「当然」の感覚が、歴史におけるジェンダー構造の理解を妨げ、特に日本以外の地域の歴史について言えば、単なる「驚き」や「過去・他人事」

で終わってしまう危険もあるのではないか。

本発表は、このような発表者の試行錯誤的な授業実践の報告である。発表者は、日本の学生に中国史を教える際の経験を通して、(1) 異文化の常識や前提の違いによって生じる認識のギャップ、(2) 現代的価値観から歴史を評価してしまう現在主義的な読み方、(3) 新自由主義文化によってもたらされた「機会平等」という信念をもつ学生に、ジェンダー視点を取り入れたい教育者としてどのように向き合い、どのような働きかけを行うべきかという未完成の問いを提示したい。本発表を通じてこの問いを共有し、ジェンダー史研究に携わる方々と広く意見を交換したいと考えている。

部会 F 司会:前川直哉

・陣内恵梨「山口県萩市「女台場」と民謡「男なら」にみる神功皇后表象の変容」

本発表は、幕末期に山口県萩市で築かれた「女台場」における女性たちの戦争協力の実態と、その後の歴史的表象の変容過程を明らかにすることを目的とする。従来、戦争における女性の役割は、男性主体の歴史記述の中で周縁的に扱われ、十分に検証されてこなかった。近年、女性兵士の参与が注目される一方で、ロシアやイスラエルにおける女性兵士の礼賛は、しばしば国家的戦略や男性支配的権力のもとで再構成・消費されていることが、ジェンダー研究の分野で指摘されている。本研究は、こうした現代的課題と歴史的な女性表象の連続性を踏まえ、幕末の女性の戦争協力が大正末期から昭和にかけてどのように再編成され、そこから何が排除されていたのかを再検討する。

本発表では、具体的な事例として、1864 年の「四国艦隊下関砲撃事件」を契機に築かれた、萩市の「菊ヶ浜土塁(通称・女台場)」を取り上げる。この土塁は、異国との戦いに備えて男手が欠けた萩城下において、高貴な身分の女性たちが町民たちと混ざって土木工事に従事し、建設に加わったと言い伝えられている。この時に唄われた労作唄が民謡「男なら」であり、歌詞には、いざとなれば女性も神功皇后を手本に戦うという意味が込められていた。こうした地域の記憶は、長州藩の討幕運動から明治新政府樹立、さらに開化政策へと続く過程の中で一度は忘却されるが、昭和の1935 年の萩史蹟産業大博覧会において復活を果たす。

その後、「女台場」および民謡「男なら」にまつわるエピソードは単なる地域の記憶にとどまらず、全国的に展開し、銃後における女性の模範的行動として再構築された。この時、皇族妃に気に入られたことをきっかけに、愛国婦人会推薦の愛国民謡としてレコード化され、実現こそしなかったが、京都・新興キネマによって皇紀二千六百年の奉祝映画として、映画『女台場』(脚本:八尋不二)が企画されるまでに至った。ただし、昭和の言説空間を読み解くと、工事に従事した女性たちがファッション・ショーのように着飾っていたことや身分の上下を問わない非日常的空間であったことは殆ど語られなかった。幕末における、身分を問わない女性たちの連帯を示す逸話であった「女台場」の逸話は、男性主体の「正史」に取り込まれていく過程で、意識的あるいは無意識的な選別によって、質

素・倹約を求める国家の意向に沿わない要素は排除された。また、銃後の女性の範となる 皇族妃や愛国婦人会と結びつき、レコードや映画を通じて、一地方の歴史が全国的に展開 していく過程において、特定の属性を持つ女性たちもまた、昭和期の「男なら」の担い手 であった女性たちの選択により、意図的に排除されていた。

本発表では、山口県萩市の「菊ヶ浜土塁(女台場)」および民謡「男なら」を、地方における神功皇后表象の一形態として位置づけ、近世から近代にかけてのその変容過程を分析する。ジェンダーの視座から、女台場を巡るエピソードを読み解くことは、神功皇后表象が国民化されていく過程で、女性主体の記憶が再編・美化されていく一方で、何が排除されていったのかを明らかにする。

・井村亜矢「明治から昭和における伝統的な女性の役割―新聞求人広告の分析を通じて―」本研究の背景には、日本の男女格差の深刻な課題がある。2024 年に、世界経済フォーラム(WEF)が発表した日本のジェンダー・ギャップ指数は世界の 146 カ国中、118 位と下位グループである。ジェンダー・ギャップの解決策として、マクロレベルとしては、企業等で女性管理職比率の向上、就業環境の改善、女性政治家の増加を目指し、政策や環境面から女性のキャリア支援を行っている。さらに国は 2022 年に女性活躍法が施行した。このように、国や企業が様々な支援策を打ち出しているが、ジェンダー・ギャップに一向に改善の兆しが見られないのはなぜか。

日本の男女格差のミクロレベルの課題として日本社会における根強いジェンダーバイアスが挙げられる。例えば、2018 年に東京医科大学で起きた女性受験者の得点を意図的に減点し、入試得点操作の不正が発覚したケースである。読売新聞によると、「女性の卒業生が臨床医療の現場に進まない(育児等で離職)との懸念から、女性入学者数を減らすという暗黙の了解を大学当局が認めていた」(1)としていることからもジェンダーバイアスが医学部の入試でも未だ存在していることが明らかになった。

確かに女医の就業率は、企業における女性の就業率と同様に出産・育児の年齢を迎える27歳頃から35歳ごろに就業率が下がり、35歳を境に就業率は再び上昇し、60歳頃には、男性医師の就業率と女性医師の就業率が同数になるといったMカーブは指摘されているところである。また、宮脇(2022)が常勤女性内科医と常勤男性内科医のカップルと常勤女性内科医と常勤内科医以外の職に就くカップルにおける就業率を比較しているが、常勤女性内科医と常勤男性内科医の子どもがいないカップルと常勤女性内科医と常勤内科医以外の職に就く子どもがいないカップル以外では、前者が86%、後者の方が87.4%となっている。さらに、子どものいる同様の調査では子どもの年齢が7歳くらいになるまでは、前者が53.9%と後者66.1%となっている。これは、女性自ら子育てをするという役割を半数が選択していることを示している。このことは、女性が子どもを育てることに固定的なイメージを持っているから選択しているのか、もしくは子どもを育てる上での懸念から就業をしない選択するのかは、実際に個々の調査を行う必要があるが、少なくとも実状が示す

限り、女性の役割に対する固定化は、ジェンダー・ギャップの改善が進まない一つの原因 であると仮定することができると考える。

そこで、本研究では明治から昭和の新聞の求人広告に着目し、これらの資料からまずは 企業が一般的な女性に求める役割を時系列で整理した上で、女性の役割とはなにかを明ら かにする。

【参考文献】

- 1. 天野祐吉監修 1991 「求人広告半世紀」 『株式会社リクルート出版』。
- 2. 伊藤 裕子 1978「性役割の評価に関する研究」 『教育心理学』 26 巻 1 号 pp. 1-11。
- 3. Atsushi Miyawaki. 2022. "Full-time Work Rates of Physicians With Physician Spouses vs Nonphysician Spouses in Japan". AMA network open 5(11) e2242143.

https://jamanetwork.com/journals/jamanetworkopen/fullarticle/2798390

- 4. I-Jun Chen et.al. 2023. "The influence of the parental child-rearing gender-role attitude on children's social adjustment in single- and two-parent families: the mediating role of intergenerational identity". Humanities and Social Sciences Communications volume 10:676.
- (1) 読売新聞朝刊 2021/07/07 https://www.yomiuri.co.jp/national/20210707-0YT1T50198/ 閲覧日:2025年6月29日

・平松亜衣子「欧米諸国における転向療法(性的指向・性自認矯正の試み)の実践とその帰結―ノルウェーにおける転向療法全面禁止を事例に―」

転向療法(conversion therapy)とは、人の性的指向や性自認を変えようとする実践または行為を指し、主に同性愛者やバイセクシュアル、トランスジェンダーの治療・矯正を目的として、欧米諸国では19世紀末~20世紀初頭頃から実践されてきた。

近代以前の欧米諸国では、キリスト教の慣習に基づき、同性愛行為は極刑が課される可能性のある犯罪行為とみなされていた。それが 19 世紀以降に犯罪行為ではなく何らかの疾患であるとの見方が登場し、「同性愛者」という概念が登場した。しかし、同性愛者は「逸脱者」であるだけでなく社会にとって望ましくないものとの見方は、20 世紀中盤まで欧米諸国の多くの国では一般的であった。そのような社会背景の元、同性愛者などの「性的逸脱者を治療・矯正する」試みが実践されていた。

1970年代、欧米諸国では同性愛運動が活発化し、同性愛(行為)の非犯罪化や同性愛の疾病リストからの削除といった動きが加速した。同性愛がもはや疾病とはみなされなくなったことで、医学的な転向療法の実践は衰退していくいことになるが、その後も一部の心理士やカウンセラー、宗教指導者によって、あるいは家族や身近な人間関係の間で転向療法は実践された。

しかしその後、転向療法には効果がないだけでなく、当事者に有害かつ深刻な影響を与えており、また人道的な観点からも容認できないとの批判が相次いで表明された。それらの報告によれば、転向療法を受けた当事者は、その後自己嫌悪に苛まれ、不安や鬱、自殺

未遂といったリスクが高まること、転向療法を勧めた教会や家族といった身近なコミュニティとの間で葛藤し、関係が断絶するケースも多いこと、また、転向療法による被害がアルコールや違法薬物の乱用につながる可能性も指摘されている。

2016 年、マルタが世界で初めて転向療法の全面的禁止に踏み切ったのを皮切りに、2022 年以降、フランス、カナダ、スペインなどでも転向療法が全面的に禁止された。2020 年に は、国連人権高等弁務官事務所が、転向療法を明確に非難する独立専門家の報告書を発表 している。

本発表ではまず、欧米諸国における転向療法の始まりと実践、転向療法が行われてきた 思想的・学術的基盤について概観する。そして、転向療法を全面的に禁止した国の一つで あるノルウェーを事例に、20世紀を通じた同性愛者に対する社会および教会の態度の変化、 そして最終的に転向療法を全面的に禁止するに至った背景について述べる。そこでは、同 性愛などの「性的逸脱」が、宗教的な罪から近代における病理化、その後の脱病理化を経 て、人権という文脈で捉えられるようになった経緯を明らかにする。

・山田秀頌「性同一性障害特例法以前の裁判例と法学論文が語るもの:性分化疾患との境界、セックス/ジェンダー区別と戸籍制度への問い」

トランスジェンダーの法的承認に関する議論が高まっているが、その議論はトランスの 人々による長年にわたるたたかいの文脈を踏まえておらず、非歴史的である。本発表では、 1950 年代から、性同一性障害特例法が成立した 2003 年までの戸籍の性別変更に関する裁 判例、判例評釈、法学論文と、関連する新聞・雑誌記事および活動家の著作を一次史料と して用い、司法への訴えがいかに提起され、挫折し、立法による解決を最終的に動機づけ たのかを探求する。三橋順子が指摘するように、特例法以前、トランスの戸籍の性別変更 は少なくとも 2 例の許可事例が存在する(1950~53 年及び 1980 年)。他方、戸籍の性別は 染色体によって定まるとした 1979 年名古屋高裁による決定には、ある認識上の論点が内 包されている。この事例の申立人が、自らを「半陰陽」として提示していたにもかかわら ず、トランスの女性と解釈されるのは、もっぱら、決定に記録されている医学的鑑定の結 果のためである。このことは、当時、「半陰陽」という言葉の下において、トランスと性 分化疾患の区別があいまいだったことを示唆しているが、同様のあいまいさは、1958 年福 井家裁の事例や、1980 年の事例(裁判所不明)においても見出すことができる。この文脈 において、1983年にトランスの戸籍の性別変更を初めて擁護した大島俊之は、トランスセ クシュアリティと性分化疾患の区別を強調した。こうした両者の歴史的なあいまいさを考 慮すれば、前述した許可事例を「特例法によってはじめてトランスの戸籍変更が可能にな ったわけではない」ことの証拠とする三橋の議論は問題含みである。1989 年浦和家裁の決 定では、「半陰陽」からこうしたあいまいさは失われ、トランスの戸籍の性別変更がもた らしうる家族秩序の混乱が強調された。

1996 年埼玉医科大学倫理答申以後には、より多くの法律家がトランスの戸籍変更を認め

てもよいと主張し始め、戸籍記載に「錯誤」がある場合に訂正を認める戸籍法 113 条の適用による司法的解決を推奨した。この条文のトランスへの適用は、性同一性障害の生物学的原因論の援用によって、(「中核群」の)性同一性障害を性分化疾患の一類型として解釈することを要請した。だが、戸籍制度の混乱を忌避する保守的な法律家は、司法によるアド・ホックな解決には否定的だった。東京高裁による 2000 年の決定、および虎井まさ衛が主導した 2001 年の一斉申立でも、裁判所は「性同一性障害=性分化疾患の一類型」説を採用しなかった。重要なのは、戸籍変更を否定する裁判例や論文においても、性同一性障害の概念自体は受け入れられていたという事実である。すなわち、ここでの問題は、ジェンダーの政治が本質主義的な医学概念に回収されていくという「ジェンダーの社会構築」的発想ではとらえきれない。真の問題は、性分化疾患(セックスにおける非典型性)と、性同一性障害(ジェンダーにおける非典型性)のあいだの区別として分節化されたセックス/ジェンダーの概念空間において、いかなるマイノリティが特定の家族秩序を体現した戸籍制度に包摂可能かということにある。そして以上の叙述に示されているように、セックス/ジェンダー区別はそれ自体、歴史的なものなのである。

なお、本発表は2025年5月に提出した博士論文の一部を再構成するものである。

部会 G

代表:池川玲子 パネル「21世紀的治安危機と女性警察官―米英日のケースから」 司会・ディスカッサント:桑原ヒサ子

21 世紀初頭の 9.11 同時多発テロとそれに続く「テロに対する戦い」は、地球規模での「武器と暴力の拡散」に直結した。局地的あるいは全面的な武力紛争の蔓延する地域からは、「生存」を求める人々が「難民」として溢れ続けている。

また 21 世紀には、新自由主義経済のグローバルな展開が情報通信技術によって加速し、中国や EU、東南アジア等を中心とした新たな大経済圏を出現させるに至った。20 世紀的な政治経済軍事のパワーバランスが崩れる中、新自由主義経済が作り出す、マイノリティや低所得層への収奪構造によって、人々の分断は深まり社会不安は増大している。

このような状況の中、先進国と呼ばれる多くの国では、排他的ナショナリズムが醸成され、レイシズムやセクシズムと結びつきながら、膨大な人権侵害――ヘイト・スピーチから警察の過剰治安活動まで――を、引き起こしている。そして、それらへの対抗活動が暴力を伴うことも稀ではない。

本パネルでは、上記のような 21 世紀的治安危機に対応すべく、治安維持任務の最前線に配置された女性警察官の"活躍"状況を、アメリカ、イギリス、日本の例を通じて考察する。すなわち、中東への軍事介入を主導したアメリカとその同盟国ということになる。

この三国の女性警察官の現況は、その組織内の位置づけや数的状況、職務内容において 大きく隔たっている。しかしこの三国の女性警察官制度は、相互に影響を与え合ってきた 歴史をもち、さらに、圧倒的に男性優位な実力組織の中で、男性の補佐役としてスタート し、「女性らしさ」や「母親らしさ」を通じて職域を広げ、均等法整備を足掛かりに拡充 されてきた点で共通している。

具体的には、以下のケースを取り上げる。

- ・アメリカ―ポスト 9.11 のアメリカ警察の軍事化とブラック・ライブズ・マター運動下におけるアフリカ系アメリカ人女性警察官
- ・イギリス-2005 年のロンドン同時爆破事件から、2012 年のロンドン・オリンピックの 期間の警備体制と女性警察官
- ・日本—2010 年代の「アフガニスタン女性警察官能力構築支援プロジェクト」と日本の女 性警察官

各国の女性警察官は、なぜそこに配置され、どのような任務を与えられたのだろうか?彼女らの登用は、「女性」を根拠としたものであったのだろうか。もしそうであったとしたら、ジェンダー化された彼女らの"活躍"は、21世紀的な治安危機に対していかなる効力を発揮したのだろうか。あるいは、しなかったのだろうか。

本パネルでは、これらの問いに答えるとともに、フロアとの応答を通じ、ジェンダー史の立場から、現在も高まり続ける 21 世紀的治安危機に抵抗していくためのヒントを探りたい。

報告者① 杉村使乃「イギリスの 21 世紀的治安危機と女性警察官―ロンドン同時爆破事件からオリンピックに向けて」

杉村はこれまでの研究によって、女性警察官導入時、二つの世界大戦による女性警察官登用の拡大、戦後における女性警察官の採用の変化とジェンダー平等に向けての法整備について、歴史を追って調査し、大衆メディアにおける女性警察官の表象分析を継続してきた。1970年代以降は、男女同一賃金、またそれまで男女別の組織だった警察が統一されるなど、イギリスの警察組織におけるジェンダー平等への法整備が整えられつつある時代であった。一方、警察組織内の機関誌、労働者階級を主な読者層とする『デイリー・ミラー』紙における表象では、女性警察官をことさらに性的な対象としての「女性」という地位に留めておこうとする男性側からの抵抗の形があったことを明らかにしてきた。

本報告では、一定の法整備が整った後、女性警察官の労働に関して、更にどのような改革が進められたのか、1980年代のサッチャリズムに対する労働運動に対し、女性警察官はどのような働きを求められたのか、その概要を踏まえた上で、2005年のロンドン同時爆破事件から 2012年のロンドン・オリンピックの期間の警備体制と女性警察官に求められた役割、また彼女たちがメディアでどのようなイメージで伝えられたのかを明らかにしたい。2005年のロンドン同時爆破事件は、2000年9月11日のアメリカ同時多発テロとの繋がりを想起させるもので、イギリスの警備体制に新しい姿勢が求められる時代に入ったことを示している。クール・ブリタニアを標榜するブレア政権(1997-2007)のもと、2012年開催のロンドン・オリンピックの準備が進められる一方、2011年には黒人男性が警察官に射殺

されたことをきっかけに全国規模の暴動が勃発する。新自由主義の下、推し進められた緊縮財政は労働者階級の不満を増大させ、イギリスの EU 離脱が 2016 年の国民投票で決定し、2020 年 1 月末に決行された。この Brexit は国を分断する大きな動きとなった。この 2 1世紀のより複雑な警備体制が求められる時期に活躍したのが、女性として、また同性愛者としても初のロンドン警視庁総監(2017-2022)を務めたクレシダ・ディック氏(1960-)である。ディック氏は 2005 年のロンドン同時爆破事件の際、テロリストと誤り民間人を射殺した事件の際の戦略指揮官だった。ディック氏の活躍は女性警察官の歴史において、重要な到達点を示すが、1980 年代以降のポスト・フェミニズム、新自由主義のもと、女性警察官の労働とその役割はどのように変わったのか考えたい。

報告者② 平塚博子「アメリカ警察の軍事化とブラック・ライブズ・マター運動―ポスト 9.11のアフリカ系アメリカ人女性警察官」

9.11 同時多発テロはアメリカの外交政策や移民政策を再形成しただけでなく、国内の治安維持活動にも大きな影響を与えた。9.11 以降アメリカの警察は、警察官に対し軍で用いられるテロ対策や監視戦術の訓練を本格的に開始した。さらに、アメリカがアフガニスタンとイラクでの長期にわたる戦闘後、兵力削減を開始した際、余剰米軍装備が全国の地方警察に売却または寄付され、さらに多くの警察は退役軍人を採用するようになる。軍事化した警察の取り締まりの対象はテロリストだけではなく、アフリカ系をはじめとするマイノリティにも向けられ、人種プロファイリングや警察による暴力などが増加した。ブラック・ライブズ・マター運動(以下 BLM) を始めとした、警察による過剰な治安維持に対する異議申し立ては、警察による暴力をアメリカ社会が抱える問題として顕在化しつつ、政策決定や警察の組織改革の契機ともなっている。

こうした状況の中で、白人警察官以上にアフリカ系アメリカ人警察官、特にアフリカ系女性警察官の立場は必然的に複雑なものとなる。本報告では、9.11 以降のアフリカ系女性警察官に着目し、アフリカ系アメリカ人女性警察官の歴史を踏まえつつ、ポスト 9.11 の治安維持活動において、アフリカ系アメリカ人女性警察官が果たした役割について考察する。アメリカでは 1960 年代と 70 年代における人種、皮膚の色、性、宗教、出身国に基づく雇用差別を禁じた公民権法第7編の改正によって、女性警察官の大量雇用とその職務内容の拡大と多様化に道が開かれた。この時期以降、少しずつではあるが着実にアフリカ系アメリカ人女性警察官の警察組織への参入が進んでいる。本報告では、警察の軍事化とBLM など 9.11 以降のアメリカの警察を巡る状況がアフリカ系アメリカ人女性の警察組織への参画にどのような影響を与えたのかについて分析する。さらにメディアの表象などにも目をむけつつ、この時期のアフリカ系アメリカ人女性警察官が、アフリカ系アメリカ人女性警察官史およびアメリカ女性警察官史においてどのような意味を持つのかについて、多角的に検証してみたい。

報告者③ 池川玲子「「アフガニスタン女性警察官能力構築支援プロジェクト」への日本 の女性警察官の協力」

政財界によって「女性活躍」が叫ばれるようになった 21 世紀の日本。中でも公務員職たる女性警察官の進展は目覚ましい。採用数は拡大し、暴力団対策や警衛・警護などの「男らしい」分野にもその職域を広げている。管理職への登用も進んでいる。県警トップにキャリア組女性が就任することはもはや珍しくないし、ノンキャリア組でも幹部に登用されるケースが増加している。

発展の一途を辿る女性警察官の歴史の中に、これまでほとんど語られてこなかった"活躍"がある。2015 年、二人の女性警察官がトルコの警察訓練所に派遣され、「アフガニスタン女性警察官能力構築支援プロジェクト」の一環としてアフガニスタン女性警察官に対する訓練を行っているのである。日本人女性警察官が海外に派遣されたケースはこれが初めてではない。しかしそれらは視察目的のものがほとんどであった。

9.11 同時多発テロ事件後ただちに、アフガニスタンに報復攻撃を行ったアメリカとその同盟国にとって、「アフガニスタン女性の解放」は聖戦の旗印だった。加えて、長引く治安悪化に対応し得るアフガニスタン警察組織を確立することは、復興支援における大きな課題であった。この二つの交わる地点で実施された「アフガニスタン女性警察官能力構築支援プロジェクト」には、日本をはじめとする多くの国が人と資金と技術を提供した。わずかな人数でありかつ短期間での実施とはいえ、日本人女性警察官がこのプロジェクトに派遣されたという事実の意味は大きい。彼女たちは、何を期待され、誰に対し、どのような訓練を行ったのだろうか。そしてその訓練はどのような効果があったと評価されたのだろうか。

アメリカ史上最長の戦争は、2021 年のアメリカ軍の全面撤退によって終結し、「アフガニスタン女性の解放」に関わる様々なプロジェクトは水泡に帰した。事態は未だに流動的であるが、後世の歴史的評価のためには、「アフガニスタン女性警察官能力構築支援プロジェクト」に関する事実を、なるべく早くかつ幅広く収集しておく必要がある。本報告をそのための一助としたい。